

2018(平成30)年度 産業カウンセラー養成通信講座のご案内

● もくじ ●

募集内容	2
講座内容と学習方法	2
講座の修了と資格	3
申込み方法	3
お申込みにあたっての留意事項	4
教室（面接実習会場）・定員・日程	5
小山／宇都宮／さいたま	
申込書記入例	6
産業カウンセラー養成講座受講約款	7
個人情報のお取り扱いについて	8

一般社団法人日本産業カウンセラー協会 北関東支部
〒330-0062 埼玉県さいたま市浦和区仲町 3-5-1 埼玉県県民健康センター2階
TEL 048-823-7801

URL <http://www.jica-kitakantou.org/>

募集内容

- 講座期間 2018年11月1日 ～ 2019年10月31日 12か月
※給付制度上、「最初の教材発送の日を開講日とする」ことになっています。
- 応募条件 ・産業カウンセラーを目指す満20歳以上の方
・講座期間中に通算104時間（15日間）の実習に出席できる方
- 受講料 226,800円（教材費、消費税込み）
内訳：講座開講の経費(入講料)34,020円、受講料(授業料)192,780円
*受講料の分割払いをご希望の方は、株式会社セディナ（三井住友フィナンシャルグループ）の学費ローンをご利用ください。学費ローンご利用の場合、受講申込み、学費ローン申込みともにインターネットからとなります。詳しくは別紙「学費ローンのご案内」をご覧ください。
*面接実習のための交通費・宿泊費は自己負担となります。
*当講座は一般教育訓練給付制度指定講座です。

講座内容と学習方法

理論科目 テキストを読み、下記19科目の添削問題（それぞれ約7問）を解いて指定の期間内に提出します。提出回数は8回です。

1. カウンセリングとは何か
2. 傾聴の意義と技法
3. カウンセリングのプロセスとトレーニング
4. 産業カウンセラーと産業カウンセリングのあゆみ
5. カウンセリング理論の源流とその発展
6. カウンセリングのさまざまな理論と方法
7. こころとからだのメカニズム
8. パーソナリティ心理学と心理アセスメント
9. 精神医学の基本
10. 産業組織の心理学
11. コミュニケーションの基本
12. 産業社会の動向と働く意識の変化
13. 人事労務管理の基礎知識と人材マネジメントの現状
14. 労働法規の基本
15. 社会福祉関連法
16. 職場における人間関係開発・職場環境改善への支援
17. 職場におけるメンタルヘルス対策への支援
18. キャリア形成への支援
19. コンプライアンスと倫理

*テキストは、『産業カウンセリング—産業カウンセラー養成講座テキスト』を使用します。

演習科目 面接実習（104時間）に出席し、課題レポート3課題を指定の期間内に提出します。

講座の修了と資格

- すべての科目を履修することが必要です（選択制ではありません）。
 - 理論科目（上記 19 科目）の履修には、それぞれ添削問題を解いて提出し、正答 6 割以上であることが必要です（正答 6 割未満の場合は再提出）。
 - 演習科目の履修には、面接実習 104 時間中 92 時間以上出席し、課題レポート 3 課題を提出することが必要です。
 - 面接実習にやむをえず欠席した場合は、4 日（1 日 6 時間）を限度に補講を受けることによって、その受講時間を面接実習の出席時間とみなすことができます（補講料 1 日税込 10,800 円が別途必要です）。
- 本講座を修了された方は、産業カウンセラー試験の受験資格（学科・実技）が得られます。

実技能力評価制度に基づき、面接実習で一定の成績に達した場合、産業カウンセラー試験の実技試験免除を受けることができます。

申込み方法

郵送もしくはウェブでのお申込みとなります。

* FAX では受付けておりません。

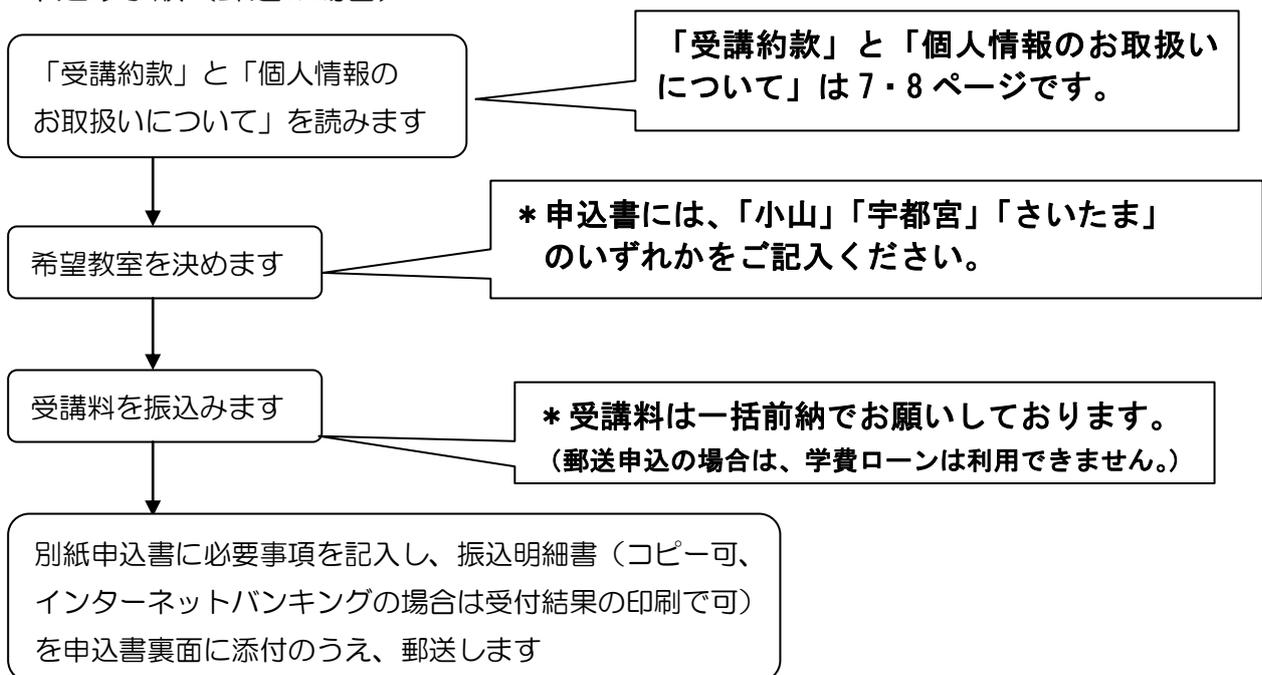
* ウェブでのお申込みは、こちらにアクセスしてください。 <http://www.jica-kitakantou.org/>

申込み期間 **8月9日(木) <消印> ~ 10月10日(水) <消印>**

* 8月9日より前の消印のお申込みは無効となります（受講料の振込みは有効です）。

* 定員に達した場合は期間内であっても受付を終了いたします。

申込み手順（郵送の場合）



申込書送付先

〒330-0062 埼玉県さいたま市浦和区仲町 3-5-1 埼玉県県民健康センター2階
一般社団法人日本産業カウンセラー協会 北関東支部 通信講座係

受講料振込先

埼玉りそな銀行 浦和中央支店 普通 5158801
一般社団法人日本産業カウンセラー協会 北関東支部

申込み確認後2週間以内に受領確認はがきを発送します。

11月1日（開講日）に受講の手引き、教材等を発送します。

お申込みにあたっての留意事項

- ◇本講座は、産業カウンセリングについてはじめて学ぶ方を対象としています。
- ◇講座は長期間にわたり、スクーリングもあります。障害を有する方、健康に不安のある方は、必ず事前にご相談ください。通院・加療中の方は必ず主治医の許可を得たうえで、同意書をご提出いただきます。
- ◇「受講約款」と「個人情報のお取り扱いについて」をよくお読みいただき、同意のうえお申込みください。
- ◇受付は先着順です。郵送の場合はお電話で空き状況をご確認のうえ、お申込みされることをお勧めします。
- ◇同時にウェブと郵送両方など重複してお申込みをされた場合には無効といたします。
- ◇キャンセルされる場合の受講料返金等のお取扱いは「受講約款」をご覧ください。
- ◇定員に満たない場合は開催されないことがあります。
- ◇定員を上回りお申込みをお受けできなかった場合および開催中止の場合には、お支払いいただいた受講料全額を返金いたします。
- ◇受講確定後に教室・コースの変更はできません。
- ◇面接実習日程の一部を他の会場にふりかえることはできません。

現役産業カウンセラーからのメッセージ

社内相談室を立ち上げたIさん

養成講座では、実習グループのなかで自分の考えや意見を発言することが求められます。その「訓練」を通じて、社内でもアサーティブに自分の意見を伝えられるようになりました。また、カウンセラーとしての態度や傾聴を意識して、上司や同僚、部下の話を聴くようになりました。言葉だけではなく、相手の表情や態度、しぐさを観察して、そのときの状況やその人の感情にあったものの言い方やすすめ方で、積極的な働きかけができるようになりました。

教室（面接実習会場）・定員・日程

教室	定員	日程	会場
小山	12名	12月1・2日 1月12・13日 2月9日 3月9・10日 4月13・14日 5月18日 6月15日 7月13日 8月10日 9月7日 10月5日	小山商工会議所 小山市城東1-6-36 JR「小山」駅東口徒歩10分
宇都宮	12名	12月8・9日 1月13日 2月9・10日 3月9・10日 4月13・14日 5月18日 6月15日 7月13日 8月10日 9月7日 10月5日	栃木県労働者福祉センター 宇都宮市中戸祭町821 JR・東武「宇都宮」駅からバス *駐車場あります
さいたま	36名	12月8・9日 1月13日 2月9・10日 3月9・10日 4月13・14日 5月18日 6月15日 7月13日 8月10日 9月7日 10月5日	埼玉教育会館 さいたま市浦和区高砂3-12-24 JR「浦和」駅西口徒歩10分

実習時間は、各回9:00~17:00です。

申込書記入例

2018(平成30)年度産業カウンセラー養成通信講座申込書

「受講約款」および「個人情報のお取り扱いについて」に同意し、
2018(平成30)年度産業カウンセラー養成通信講座受講を申し込みます。

希望教室	さいたま			申込年月日	2018年 8月 9日	
フリガナ	サイタマ ハナコ	性別	生年月日			
氏名	埼玉 花子	男女	(西暦) 19XX年 10月 31日			
住所	〒330-0000 埼玉県さいたま市XX区XX町〇〇〇番地					
電話	048-XXX-0000	ファックス				
E-mail	tuusin@counselor.or.jp	携帯	090-XXX-0000			
昼間の連絡先	勤務先〔 〕 自宅〔 〕 携帯〔 〇 〕 *いずれかに〇を					
勤務先名	XX産業株式会社		部署名	生産管理部		
勤務先住所/電話番号	〒332-0000 埼玉県川口市XX町〇〇〇番地 TEL (048) XXX -0000					
希望する送付先	住所〔 〇 〕 勤務先〔 〕 その他〔 〕 *いずれかに〇を その他を希望する場合の住所 〒					
職業	1.公務員 ②.民間企業 3.団体職員 4.自営業 5.学生 6.無職					
職種	1.営業 2.技術・製造 3.販売 ④.事務 5.人事 6.教育・研修 7.相談 8.医療・福祉 9.保育 10.経営管理・指導 11.その他()					
雇用形態	①.正社員 2.パート・アルバイト 3.派遣・嘱託 4.その他()					
現在お持ちの関連資格	メンタルヘルスマネジメント検定Ⅱ種					

* 網掛けされた項目は必ずご記入ください。
* 教育訓練給付金の受給をご希望の方は、住所欄に住民票記載の住所をご記入ください。
* 申込書にご記入いただく氏名、住所等の個人属性情報は、通信講座に関わる事務管理、個人を特定できないデータに加工した調査研究資料として利用させていただきます。
* 本講座修了により産業カウンセラー養成通信講座を受験される場合は、協会の試験制度(講座の面接実習における実技能力が申請できる制度)にもついて受験することをご承諾いただいたものとみなし、インターネットバンキングの場合は受付結果の印刷を必ず添付してください。

希望教室を一つご記入ください。

教育訓練給付金の受給を希望される方は、住民票に記載されている、氏名、住所、生年月日をご記入ください。

申込受付後の各種連絡先および受講が確定した場合には教材等の発送先となります。「その他」の場合は住所をご記入ください。

現在従事されている職業・職種・雇用形態で、一番近いものに1箇所のみ〇をつけてください。

産業カウンセリングに関連する資格をお持ちでしたらご記入ください。

振込明細のコピーを貼付欄内に貼り付けてください。インターネットバンキングの場合は、受付結果の印刷を貼ってください。

* 貼付されていない場合は、受付いたしません。

振込明細のコピー貼付欄

【例】

ご利用明細			
毎度ありがとうございます。 ○〇〇銀行			
取引銀行	取引店	口座番号	
取扱店	お取引日	時刻	
×××××	2018/8/9	10:01	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥226,800	¥〇〇	
お取引後の残高(円)		おつり	¥〇〇
お振込明細またはご案内			
お受取人	振込金受取書	埼玉りそな銀行	浦和中央支店
ご依頼人	普通 5158801	シャ)ニホンサンギョウカウンセラーキョウカイ	キョウトウシブ様
	サイタマ ハナコ様	電話番号 ×××-×××-××××	取扱番号 △△△△△△
			印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

申込書裏面

産業カウンセラー養成講座受講約款

2007年12月11日作成、

2014年5月29日・2015年11月18日・2016年11月27日改定

本約款は、一般社団法人日本産業カウンセラー協会(以下「甲」という)が実施する産業カウンセラー養成講座(以下「講座」という)に適用される条件を定めたものです。講座を受講しようとする者(以下「乙」という)は、本約款に同意したうえで受講の申込みを行ったものとみなします。

第 1 条 受講契約の成立

受講契約は、乙が甲に講座受講申込書を提出し、講座受講料を支払った後または乙と信販会社との間の学費ローン契約の成立を甲が確認した後、甲が乙の受講を承諾した旨の書面を発送した日に成立するものとします。

第 2 条 講座の実施

甲は、受講案内書記載の日時に講座を実施します。ただし、自然災害などやむを得ない事情がある場合には、日時等を変更または代替措置を講ずることとします。

第 3 条 受講の条件

1. 乙の年齢が受講開始時点で満20歳以上であること。
2. 乙がメンタルヘルス不調で治療中等の場合には、次の条件を満たすことが必要です。メンタルヘルス不調の定義は、ICD10 または DSM-5 記載の診断名によります。
 - ① 受講申込み前に必ず協会に相談し、主治医の書面による許可(診断書等)および講座受講に関する同意書を提出すること。
 - ② 乙が就業している場合には、メンタルヘルス不調による欠勤または休職中ではないこと、復帰後は業務上の措置が解除されていること。または就業していない場合においては、主治医が就業可能な状態であると判断していること。

第 4 条 受講契約の解除

1. 受講契約の解除は、書面により行うものとします。
2. 開講前に受講契約を解除する場合には、以下の基準を適用します。
 - ① 開講日前4週間の応当日(応当日が土曜、日曜、国民の祝日にあたる場合はその前日までの甲の事務取扱日)までの申し出については、乙の支払った受講料より事務取扱手数料(振込み手数料を含む)として2,000円を控除した金額を返還します。
 - ② 開講日前4週間の応当日を超過し開講日前日(開講日前日が土曜、日曜、国民の祝日にあたる場合はその前日までの甲の事務取扱日)までの申し出については、乙の支払った受講料より講座開講の経費(受講料の15%相当分)を控除し、併せて事務取扱手数料(振込み手数料を含む)2,000円を差し引いた金額を返還します。
3. 開講日以降は、以下の場合を除き乙から受講契約の解除はできません。この場合の返金等の取り扱いは、所定の基準によるものとします。
 - ① 乙が受講教室の変更が不可能な地域へ転勤する場合。
 - ② 乙が事故または重大な心身の疾病によりそれ以降の受講が不可能になり、かつ医師の診断書が提出された場合。ただし、乙が、第3条第2項の条件を満たして受講を開始した場合でメンタルヘルス不調により受講が不可能になったとき、または、第3条第2項に定める状態にあったにも関わらず同項に定める条件を満たさずに受講を開始し、かつメンタルヘルス不調により受講が不可能になったときには、本項は適用されません。
 - ③ 乙が死亡した場合。
4. 甲は、次の各号の1に該当するときは、受講契約を解除することができます。この場合、講座受講料は返金しません。
 - ① 乙が犯罪行為、反社会的行為または著しく公序良俗に反する行為をしたとき。
 - ② 乙が受講中に講師、実技指導者等の指示に従わず、または講座の進行に支障を及ぼすなど、乙の受講が適切でないと甲が判断したとき。

第 5 条 修了認定

乙が、所定受講時間数および課題学習等を修了したとき、または甲の指定する補講等を受講し修了要件を満たしたときには、受講を修了したものとします。なお、補講受講に必要な費用は乙の負担とします。

第 6 条 著作権

1. 講座に関する著作権は、甲または使用するテキストや資料等の作成者に帰属します。配布するテキスト、ビデオテープ、その他一切の教材の複写複製または他での使用はできません。
2. 乙は、講座内容を録画・録音することはできません。録画録音に関して特別に講師の許可があった場合でも、それを複写複製または他で使用することはできません。
3. 乙は、講座の具体的な内容をインターネットや出版物等を通じ公表することはできません。

第 7 条 受講に関する支援

1. 講座は、原則として日本語で行い、他の言語による通訳等のサポートはいたしません。
2. 受講にあたり補助・介護など特別な支援を必要とする場合には、甲の事前の承諾を得るものとし、それに関わる費用、手配は乙の負担とします。

第 8 条 免責事項

甲の責めに帰さない事故ならびに講座を実施する施設内において生じた盗難および紛失などについては、甲は責任を負いません。

第 9 条 情報保護

1. 甲は、本講座に関連して収集した情報については、個人情報保護法を遵守し、適切に取り扱います。特に、第3条2項および第4条3項②号にかかわる書面については厳格に取り扱います。
2. 乙は、本講座に関連して知りえた個人情報等を第三者に開示できません。

第 10 条 通知

乙は、住所、氏名を変更したときは、遅滞なくその旨を書面により甲に連絡しなければなりません。変更の通知がない場合には、甲は乙に送付すべき郵便物は受講申込書に記載された乙の住所宛に発送すれば足り、その郵便物は通常到達すべき時に到達したものとみなします。乙に発送された郵便物が乙の不在のため郵便局に留置されたときは、留置期間満了時に乙に到達したものとみなします。

第 11 条 責任の制限

講座に関連する乙の請求に対する甲の累積的責任は、講座受講料を上限とします。

第 12 条 管轄裁判所

本契約に関して問題が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

個人情報のお取り扱いについて

2009年11月20日作成、2016年11月27日、2017年 6月13日改定

産業カウンセラー養成講座応募時にご記入、ご提供いただきます個人情報は、一般社団法人日本産業カウンセラー協会「個人情報保護規程」ならびに「個人情報保護規程に関する運用手続き要領」に基づき厳正な管理をいたします。

1. 個人情報とは

個人情報とは、氏名、生年月日、住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス、勤務先名等によって個人を識別できる情報のことをいいます。

2. 個人情報の利用目的

申込書にご記入いただく個人情報は、養成講座に関わる事務管理、個人を特定できないデータに加工した調査研究資料の範囲で利用させていただきます。ご提供いただく個人情報は任意ですが、ご提供いただけなかった場合、講座受講に際して不具合が生じる場合があります。

3. 個人情報の第三者への提供及び外部への委託

ご提供いただいた個人情報は、上記の目的での利用または法律で定められている場合および当協会と業務委託契約を締結した委託先、公共機関を除いて、ご本人の同意を得ず第三者へ開示・提供または外部へ委託することはございません。

4. 機微(センシティブ)情報の取扱い

機微(センシティブ)情報については、受講約款第3条2項および第4条3項②号に定められているもの以外は取得しません。取得した機微(センシティブ)情報は、所管部署内で厳格に管理し、法律で定められている場合を除き目的外使用はしません。

5. 個人情報の開示・訂正・削除

ご提供いただいた個人情報について、開示、内容の訂正、追加または削除を請求することができます。個人情報の開示・訂正・削除を請求される場合は、養成講座申込み先の当協会支部にご連絡をお願いいたします。なお、本請求にあたり、ご本人であることを確認させていただきます。